# 第1回地域交通データ会議 議事概要

日時:令和6年11月6日(水)11:00~12:00

場所:衆議院第一議員会館 地下1階 第4会議室

※対面・オンラインのハイブリッド開催

### 出席委員・臨時委員(五十音順):

【委員】浅見泰司 委員(座長)、竹村彰通 委員、真下敬太 委員、森川高行 委員 【臨時委員】酒井達朗 臨時委員

# 議事概要:

【議事(1):地域交通データ会議の設置の背景・目的等について】

事務局より、資料1について説明があった。

# 【議事(2):地域交通のデジタル化について】

土田宏道 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長より、資料2について説明があった。その概要は以下のとおり。

- ・ 地域交通のデジタル化により、利便性・持続可能性・生産性の3点を向上させ、地域に 必要な移動手段を提供していくことが大切である。
- ・ 他方で、デジタル化に際しては、資料 2・3 頁記載のように、サービス水準の決定、地域交通計画への反映等においてデータを利活用することが重要だが、予測技術や分析技術等の面において課題が存在する。
- ・ MaaS サービスは、今まで得られなかったデータが得られるようになる点にメリットがある。そこで得たデータを、自治体における地域公共交通計画への反映等や、民間事業者におけるサービスレベルの検討、新ビジネスの展開等に活用することにより、地域・個人にとっての最適な移動環境を提供し、ひいては地域課題を解決するサイクルを作り出したいと考えている。

#### 【議事(3):南砺市・小松市の現状について】

南砺市政策推進課及び小松市地域交通政策室より、資料3について説明があった。その概要は以下のとおり。

・ 南砺市では、市営バス 20 路線の利用者数については把握できている。また、どこから 乗車しどこで下車しているかという詳細な移動情報も、四半期ごとに把握できている。 一方、市民の移動ニーズが分かるビッグデータのようなものは把握できていない。今後 は、市営バスについて、他の手段と統合していく必要があると考えているが、統合を検 討する際の根拠となるデータを把握するためには課題が多いと感じている。 ・ 小松市では、路線バスの利用者数のデータは把握できているが、詳細なデータに関しては個別に運行会社に問い合わせをしなければ把握できない状況にある。一方、市で提供している月額乗り放題のサービスについては OD データを取得できており、リアルタイムで情報を把握できる状況である。また、今年2月から運行開始しているライドシェアについては、アプリを活用しているため、全てのデータを把握できる状況にある。一方で、タクシーの運行データに関しては全く把握できていないため、ライドシェアとタクシーの適切な供給には課題を感じている。

# 【議題(4):地域交通の検討に際しての自治体のデータ利活用について】

酒井達朗 臨時委員より、資料4について説明があった。その概要は以下のとおり。

- ・ 山形県の地域公共交通計画の策定にあたり、移動ニーズ、現状の移動状況、地域リソースを把握する必要があったが、パーソントリップ調査や OD 調査のようなアンケート 調査は詳細かつ有用であるものの、人的・金銭的負担が高く、広域の計画策定や計画策 定後の定期的な KPI 管理において大きく頼ることは困難と認識。
- ・ そのために、国土交通省(運輸局)、県警、市町村、交通事業者、目的施設(病院、学校等)等から既存データを収集した。その際、担当者の理解を得るにあたって、個人情報や企業情報の保護が課題となったが、個人情報保護法上の「利用目的」等を狭く解釈しないように説得等を行うことで乗り越えた。また、交通事業者に対しては、補助金交付の条件としてデータ提供に同意してもらう工夫を行った。
- ・ 収集したデータは非常に有用であった。例えば、病院の利用データを収集することにより、利用者の通院流動に加えて滞在時間帯を把握でき、市町村のアンケート範囲の絞り込みに活用することができた。また、国土交通省のオープンデータフォーマットの形式 (GTFS-JP)でデータ提供を受けることにより、地域公共交通計画におけるマッピングや Google 等の乗換検索への反映にも活用することができた。
- ・ マイカーの利用状況に関するデータ収集には苦労したが、アンケートに頼らない方法 として、県警から安全運転管理者制度に関するデータを、国道事務所から ETC2.0 のデータの提供を受けて活用した。
- ・ 個人情報保護法の明確な解釈指針があれば、よりスムーズにデータ収集が可能であったと考えている。なお、生活保護世帯やシングルマザー等、真の交通弱者のニーズを把握したかったが、個人情報保護が特にシビアであり、データ収集ができなかった。
- ・ デジタル化されていない病院・教育データについては、匿名化の負担が重く、利活用を 断念した経緯がある。自治体へのデータ提供に関するルールが整備され、デジタル申請 の徹底が進めば、データ収集・利活用が促進されると考えている。

#### 【議事(5):意見交換】

議事(1)~(4)を踏まえ、意見交換を行った。各委員の意見の概要は以下のとおり。

- ・ データの調査・収集方法について
  - ▶ 中京圏・東京圏はいずれも出生率が2を切っているほか、どの地域も軒並み出生率が下がっている。若者世代が調査に応えない傾向もあり、生産年齢人口の細かいトリップが把握できなくなっている状況にある。従来のやり方では限界が来ており、デジタル・モバイルデータとの併用が調査の面でも重要になっている。
  - ▶ 調査にあたっては、原則としてウェブで回答してもらい、ウェブに対応できない 年齢層に対しては書面で回答してもらうといったことにより、調査手法をなるべ くウェブに寄せていくことも必要である。
  - ▶ 既に誰かが保有しているデータを収集する場面と、新たにデータを収集する場面 とでは、それぞれ課題が異なることに留意すべきである。
- データのデジタル化について
  - ▶ アナログデータをデジタルデータに変換することは負担が大きいため、最初から デジタル化しておくことが大切である。
  - ▶ 現状、交通事業者側にはデジタル化するインセンティブがないため、国土交通省 主導でデジタル化の標準フォーマットを作成することが喫緊の課題と考える。

以 上